

工業包装

なし

なし

(二) 基礎一級及び基礎二級
 基礎一級及び基礎二級の検定職種のうち前期又は後期の期間に関わらずに随時実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電気機器組立て	回転電機組立て法 変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業
電子機器組立て	なし	なし
ガイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
機械検査	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
工場板金	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
鉄工	なし	なし
金属プレス加工	なし	なし
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	なし	なし
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ガイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法 変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業

プリント配線板製造	プリント配線板設計法	プリント配線板設計作業
冷凍空気調和機器	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業
プラスチック成形	圧縮成形法 射出成形法	圧縮成形作業 射出成形作業
石材施工	石材加工法 石張り施工法	石材加工作業 石張り作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし

工業包装	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 鋼橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業
表装	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
熱絶縁施工	なし	なし
	工法	作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 カーペット系床仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 業 カーペット系床仕上げ工事
防水施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
型枠施工	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業

2 受検資格

1 に掲げる随時実施の三級試験については、当該検定職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験 一万七千九百円

(二) 学科試験 三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。
2 合格証書の交付
合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他
技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課（平成二十八年四月一日以降にあつては、山梨県産業労働部産業人材育成課）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成二十八年三月三十一日

一 調査を行った者の名称
山梨県知事 後 藤 齋
甲斐市及び身延町

二 調査を行った時期
甲斐市 平成二十五年五月二十三日から平成二十六年十月二十二日まで
身延町 平成二十四年四月十六日から平成二十六年九月十日まで

三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
四 調査を行った地域
甲斐市亀沢の一部
身延町夜子沢及び切石の各一部
五 認証年月日
平成二十八年三月二十四日

● 農用地利用配分計画の認可
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。
平成二十八年三月三十一日

一 農用地利用配分計画
山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積（平方メートル）
古々 昌	山梨市	山梨市上栗原字中堰百九十五番一	一、三九九
長谷川 省一	山梨市	山梨市上栗原字掘田五百二十五番	一、〇四一
金井 文雄	山梨市	山梨市七日市場字向田三百五十番一外二筆	九一三
ベイザナ農事組合法人	山梨市	山梨市万力字相干場二千九百七十二番一外一筆	八三三
水上 初雄	山梨市	山梨市北字東神ノ木千四百十五番	一、七〇九
有限会社菅農塾マル二	山梨市	甲州市勝沼町等々力字小泉八百十番外三筆	二、一五六
新興 長生	韮崎市	韮崎市大草町上條東割字坂下千六百四十八番外一筆	一、八九七
八巻 珍男	韮崎市	北杜市大泉町西井出字東原四千七百二番外二筆	五、〇〇一
飯窪 拓也	南アルプス市	南アルプス市和泉字出道	二、七〇八

賃借権の設定等を受ける者

賃借権の設定等を受ける土地

小林 仁	南アルプス市	南アルプス市 南アルプス市在家塚字柳原四百三十三番	四百八十五番一外一筆	一、七八七
粕谷 一行	南アルプス市	南アルプス市在家塚字神ノ木八百二番二	八一五	七、九六三
上田 勝	南アルプス市	南アルプス市上八田字二ツ塚百十七番外五筆	七、九六三	一、四六三
金丸 信正	南アルプス市	南アルプス市中野字山岸道上九百一番外三筆	九七三	九七三
中島 久	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字御柱百十四番	二、六六三	二、六六三
村松 賢	南アルプス市	南アルプス市飯野字三宮神千五百十六番外六筆	一、二二三	一、二二三
切刀 一仁	南アルプス市	南アルプス市吉田字大草千三百四十三番一	一、二二三	一、二二三
石井 健太郎	南アルプス市	南アルプス市吉田字大草千三百四十三番一	一、二二三	一、二二三
佐藤 寛	南アルプス市	南アルプス市野牛島字三ノ割千七百七十四番外三筆	一、五六一	一、二二三
	南アルプス市	南アルプス市飯野新田字二ノ水門千二百四十二番一外一筆	五五九	一、二二三
	南アルプス市	南アルプス市有野字古屋	三五、八五三	一、二二三

新津 雄大	南アルプス市	南アルプス市江原字中河原千六十九番一	八八五	三、三二七
大和田 貞二	北杜市	北杜市大泉町西井出字下井出千六百二十番外四筆	七、九七八	一、九七三
小栗 優玄	北杜市	北杜市小淵沢町字上根山千三百四十三番一外八筆	一三、二五四	一、九七三
高森 隆司	北杜市	北杜市高根町下黒沢字泥里三千八百三十番外七筆	六、一三九	四、九九七
田川 桐彦	北杜市	北杜市高根町箕輪字海道前千三百一番外八筆	四、九九七	二、五二五
有限会社武川農産	北杜市	北杜市大泉町西井出字大林八千七百九十六番二十外二筆	二、五二五	三、七〇七
中巨摩東部農業協同組合	甲斐市	甲斐市成島字二又七百七十一番	一、一七六	一、一七六
鈴木 茂秀	笛吹市	笛吹市石和町広瀬字仲町九百六十四番一	六三三	一、九七三
岩間 常雄	笛吹市	笛吹市石和町広瀬字前田三百四番二外一筆	一、九七三	一、九七三
		鋪千七百四十五番一外五筆		一、九七三

筒井 剛宏	笛吹市	笛吹市石和町今井字参宮地二百二十九番外一筆	一、九八二
埴原 義雄	笛吹市	笛吹市御坂町成田字出口千百九十七番外一筆	一、七〇九
小澤 潤	笛吹市	笛吹市御坂町上黒駒字前田二百八十八番一外五筆	二、一一八
里吉 至光	笛吹市	笛吹市一宮町金沢字金山四百二十九番	九〇六
石井 貴広	笛吹市	笛吹市八代町北字狐塚二千十五番一外四筆	三、三五〇
齊藤 竜一	笛吹市	笛吹市八代町米倉字向田千四十四番一外九筆	五、一五二
株式会社あくりトップ	笛吹市	北杜市大泉町谷戸字五里畑五千二百三十五番	一、三〇八
まるしょう農園株式会社	笛吹市	笛吹市石和町今井字参宮地百二十六番外四筆	四、九五五
竹田 理子	甲州市	甲州市塩山三日市場字上堀千八百七十一番	一、四九六
小澤 壽男	甲州市	甲州市塩山三日市場字村西二千五十二番外二筆	一、二四四
有限会社ぶどうばたけ	甲州市	甲州市勝沼町中原字立石九百六十五番一外七筆	五、一四九
株式会社理想	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字上	二、六四六

園		駒井千九百三十番外四筆	
早川 重輝	甲州市	甲州市勝沼町休息字平池九百三番外八筆	三、〇二一
内田 良幸	甲州市	山梨市牧丘町窪平字東仲田三百二十八番一	一、二二四
たとみ農園株式会社	中央市	中央市井之口字今川千二百十八番外七筆	五、五六七
赤池 良久	南巨摩郡身延町	南都留郡鳴沢村字的場一番三外十一筆	五、一五六
須藤 久雄	千葉県君津市	北杜市高根町東井出字大新井九百三十一番外二筆	四、五〇四

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日

平成二十八年三月二十五日

● 韮崎都市計画道路事業の施行について
 韮崎都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月三十一日

- 一 都市計画の種類及び名称
 山梨県知事 後 藤 斎
- 二 施行者の名称
 山梨県
- 三 事務所の所在地
 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 収用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡山中湖村山中字梁尻一四四五の一、一四五四の二、一四五四の六、一四五九の五、一四六〇の三及び一四六〇の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県浦安市富士見三丁目十番五号 株式会社 ジエイエステイ 代表取締役 類川 秀敏

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項の次に次の一項を加える。

5 企業出納員は、前項の規定により調定伺い又は調定減額伺いの送付を受けたときは、関係書類を審査しなければならない。

第三十三条第二項を次のように改める。

2 前項による欠損は、欠損となった額、理由等を明記した根拠種類に基づいて振替伝票を発行しなければならない。

第三十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる勘定科目に係る経費（第八号から第十三号までに掲げる勘定科目にあっては、別に定めるものに限る。）については、支出負担行為の伺いを省略することができる。

一 預り税金

二 諸預り金

三 給料

四 手当等

五 法定福利費

六 報酬

七 賃金

八 消耗品費

九 養成費

十 通信運搬費

十一 旅費

十二 負担金及び分担金

十三 雑費

第百八条の次に次の一条を加える。

（報告セグメントの区分）

第百八条の二 電気事業会計における地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「府令」という。）第四十条第一項に規定する報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

一 水力発電事業

二 太陽光発電事業

第百九条第一項中「前三条」を「第百七条から前条まで」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

第百二十三条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による書類を作成するときは、第百八条の二を準用する。
第七号様式を次のように改める。

第二十三号様式から第二十五号様式までを次のように改める。

第23号様式(第13条関係)

収入伝票

伝票番号

会計		年度		決裁区分	
収納日		決裁日		所属	
総務課長	補佐	課員			審査
課(所)長	補佐(次長)	課員			主任者
予算区分		調定番号		納通番号	
予算科目		消費税区分			
款					
項					
目					
節					
細節					
勘定科目・借方		勘定科目・貸方			
款		款			
項		項			
目		目			
節		節			
細節		細節			
収入合計額		税抜合計額		円	
		消費税等相当額計		円	

債権債務者	
件名	
備考	
	企業出納員

第24号様式(第13条関係)

支出伝票

伝票番号

会計		年度		決裁区分	
起票日		決裁日		所属	
総務課長	補佐	課員			審査
課(所)長	補佐(次長)	課員			主任者
予算区分		確定入力番号		支払日	
予算科目		消費税区分			
款		節			
項		細節			
目					
勘定科目・借方		勘定科目・貸方			
款		款			
項		項			
目		目			
節		節			
細節		細節			
支払金額				税抜額	円
				消費税等相当額	円

債権債務者

件名
備考

企業出納員

第25号様式(第13条関係)

振替伝票

				伝票番号	
会計				元伝票番号	
起票日		決裁日		決裁区分	
総務課長	補佐	課員			審査
課(所)長	補佐(次長)	課員			主任者
所属・借方			所属・貸方		
予算区分・借方			予算区分・貸方		
予算科目・借方			予算科目・貸方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
勘定科目・借方			勘定科目・貸方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
消費税区分			消費税区分		
税抜額			円	税抜額	
消費税等相当額			円	消費税等相当額	
振替金額			円		
債権債務者					
件名					
備考					

第二十八号様式及び第二十八号様式の二を次のように改める。

第28号様式(第26条関係)

調定伺い

伝票番号

会計		年度		決裁区分	
起票日		決裁日		所属	
管理者	次長	総務課長	補佐	課員	
局長	技監	課(所)長	補佐(次長)	課員	
予算区分		元伝票番号		内訳No.	
予算科目		消費税区分			
款					
項					
目					
節					
細節					
勘定科目・借方		勘定科目・貸方			
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
合計額		円		税抜合計額 円	
				消費税等相当額計 円	
債権債務者					
件名					
備考					
					企業出納員

第28号様式の2(第26条関係)

調定減額伺い

伝票番号

会計				年度		決裁区分		
起票日			決裁日			所属		
管理者	次長	総務課長	補佐	課員			審査	
局長	技監	課(所)長	補佐(次長)	課員			主任者	
予算区分				元伝票番号		内訳No.		
予算科目				消費税区分				
款								
項								
目								
節								
細節								
勘定科目・借方			勘定科目・貸方					
款				款				
項				項				
目				目				
節				節				
細節				細節				

当初調定合計額	円	更正合計額	円
減額合計金額	円	税抜合計額	円
		消費税等相当額計	円

債権債務者			
件名			
備考			企業出納員

第三十七号様式の二を次のように改める。

第37号様式の2(第43条関係)

れい入伺い

伝票番号

会計				年度			決裁区分		
起票日			決裁日			所属			
管理者	次長	総務課長	補佐	課員				審査	
局長	技監	課(所)長	補佐(次長)	課員				主任者	
予算区分				元伝票番号			内訳No.		
予算科目			消費税区分						
款									
項									
目									
節									
細節									
勘定科目・借方			勘定科目・貸方						
款					款				
項					項				
目					目				
節					節				
細節					細節				
合計額					税抜合計額		円		
					消費税等相当額計		円		
債権債務者									
件名									
備考									
									企業出納員

第四十三号様式の二を次のように改める。

第43号様式の2(第72条関係)

物品(修繕)要求書				伝票番号	
会計		年度		決裁区分	
起票日		決裁日		所属	
次の物品(修繕)を要求する。※					
課長	補佐	物品取扱員	課員		主任者
次の物品を購入(修繕)してよろしいか。					
課(所)長	補佐(次長)	物品取扱員	課員		主任者
予算科目			予算区分		
款			細節		
項					
目					
節					
執行予定合計額		_____ 円		予算限度額	_____ 円
契約方法			随意契約の理由		
件名					
納入場所					
納期					
備考					企業出納員

次の物品の購入(修繕)については、契約、検収が終了しました。					
企業出納員	物品取扱員	課員		主任者	決定金額(税抜)
					消費税
供給者名				契約金額	

—物品検収—

次の物品について検査し、契約のとおり納入されたことを確認しました。

年 月 日

検収者 _____ 印

—物品受領—※

次の物品を受領しました。

年 月 日

物品取扱者 _____ 印

※総務課、事業所にあつては、※の決裁は省略しても差し支えない。

別表中「地方公館企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）」を「府令」と改める。

別表「電気事業会計勘定科目表」の「費用」の表中「定期健康診断費」を「定期健康診断費等」と改める。

別表「温泉事業会計勘定科目表」の「費用」の表及び「地域振興事業会計勘定科目表」の「費用」の表中「健康診断費」を「健康診断費等」と改める。

附則

(施行期日)

1 この規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山梨県企業局財務規程第百八条の二、第百九条及び第百二十三条の規定は、平成二十八年年度の事業年度から適用し、平成二十七年年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

山梨県企業局被服貸与規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第六条中「所属長を経て」を削り、「局長」を「所属長」に改める。

第七条及び第八条第二項中「局長」を「所属長」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式

所 属 長 殿

職 氏 名 印

年 月 日

被 服 貸 与 申 請 書

1 貸与被服名

1 回

上記物品を貸与願いますので申請します。

第三号様式を次のとおり改める。

第3号様式

年 月 日

所 属 長 殿

職 氏名 印

被 服 再 貸 与 申 請 書

1 貸与被服名

1 同

滅失又はき損年月日

理 由

上記のとおり滅失又はき損したので再貸与願いたく申請します。

第四号様式を次のとおり改める。

第4号様式

所 属 長 殿 年 月 日
職 氏 名 印

被 服 返 納 書

1 貸与被服名

1 同

返納理由

上記の理由により返納します。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由 布 紀

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「理事」の下に「、教育監」を、「高校教育指導監」の下に「、国体推進監」を加え、同条第七号を削り、第八号から第十五号までを一条ずつ繰り上げ、同条第十六号を削り、第十七号を第十五号とする。

別表第一県教育委員会事務局の項中「理事」の下に「、教育監」を、「高校教育指導監」の下に「、国体推進監」を加え、同表県総合教育センターの項中「研修主事」を「指導主事」に改め、「研修助手」を削る。

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第二条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「教育指導部」を「研修指導部」に改める。

別表教育指導部の項中「教育指導部」を「研修指導部」に改める。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二の表中高校教育課の項の次に次のように加える。

スポーツ健康課

国体推進室

第八条第十二号及び第九条第十一号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。
第十一条第十六号を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

(国体推進室)

第十三条の二 国体推進室においては、国民体育大会の開催及び招致並びに全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。

第二十一条第二項中「理事」の下に「、教育監」を加える。

第二十二条第二項中「本庁の課」の下に「又は課内室」を、「高校教育指導監」の下に「、国体推進監」を加える。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 長 田 由 布 紀

山梨県県費負担教職員の人事評価に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十四条の規定に基づき、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)教育委員会が行う同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「職員」という。)の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事評価の目的)

第二条 人事評価は、職員の能力及び業績を客観的かつ公正に評価することにより、人事管理の基礎とするとともに、人材の育成を図り、もって学校組織の活性化に資することを目的とする。

(対象者)

第三条 人事評価の対象となる者は、基準日に在職するすべての職員とする。ただし、山梨県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)が別に定める者を除く。

(方法)